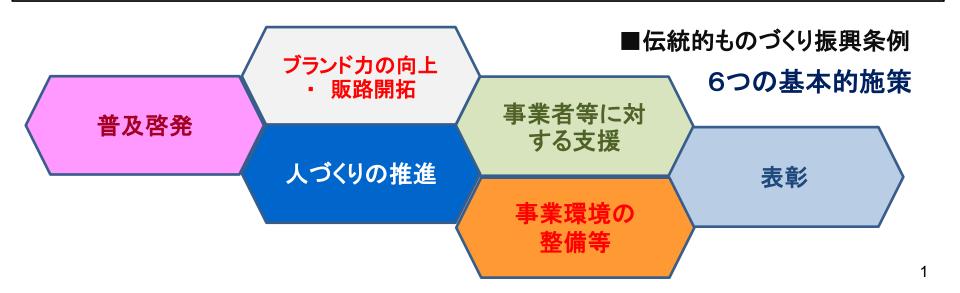
平成27年度高松市伝統的ものづくり振興事業【概要】

(1) 現在までの経過の概要

平成26年3月、高松市伝統的ものづくり振興条例施行。

同条例の基本的施策に基づき、高松ならではの伝統的ものづくりを さらに魅力あるものにし、発展させていくため、

ブランドカの向上・販路開拓、普及啓発、人づくりの推進などの様々な事業を総合的・積極的に推進。



6

高

松

特 産

品

X

デジタ

平成27年度における取組事業の予定







人づくり の推進

普及 啓発 ブランドカ の向上・ 販路開拓



継続

「匠のおもてなし」in 玉藻公園



H27.7月 JAPAN EXPO(パリ)出展事業

新規

6

H27.8月 ミラノ万博盆栽トップセールス事業

新規



「TAKAMATSU」 の魅力を 海外へ!

伝統的ものづくり 企画展示セミナー(仮称)

新規







■優れたものづくりはできるが、売り込むことが苦手な伝統的ものづくり事業者に対する支援

PR・広報戦略に関するセミナー

- OSNSの有効活用法など
- ○マスメディア(新聞、雑誌、テレ ビ等)を活用した広報戦略

企画展示、ワークショップ

○作り手、売り手、情報発信力が強い人 (マスコミ、デザイナー等)の新たなつな がりを創出する場づくり

(3)今後の事業展開に関わるその他の事項について

H27年度から実施する市内伝統的ものづくりの現地調査結果等を踏まえ、 27年度中に以下の検討を進める

- ①事業者の視点に立った販売促進や担い手(後継者)育成などの事業を展開
 - (伝統的ものづくりの後継者(担い手)となる意思を有する者への具体的支援策を検討。)
- ②産業としての存続が困難な業種については、文化施策として 伝統的な技術や技法の保存・継承事業を検討。 (高度な技術の動画等によるデジタル保存、道具の保管など。)

③伝統的ものづくりに関する新たな事業創出を促進するネット ワークの構築